

## ■利用調整の方法

### 1. 世帯の指数を算出

保護者(父・母)それぞれの調整指数の合計を算出し、「低い方」を世帯の指数とします。

#### ①世帯の指数の算出方法

利用調整指数(下表)の基本指針と優先等指数を合計します。

例1) 父親:月160時間以上勤務、母親:月132時間以上勤務、育児休業明け、お子さんが第3子以降の場合

	基本指数	優先等指数	世帯の指数
父親	11	+3	12
母親	9		

例2) 父親:月160時間以上勤務、母親:求職活動、お子さんが第1子の場合

	基本指数	優先等指数	世帯の指数
父親	11	なし	4
母親	4		

#### 【利用調整指数表】

基本指数・・・該当項目から「最も高い指数」を保護者それぞれ選定

番号	保育を必要とする事由			調整指数
	類型	細目		
1-1	就労 ・外勤 ・自営業主	保育士(保育補助は除く)	保育士として市内の保育施設等に現在就労している者又は就労予定の者	最優先
		月就労時間 160時間以上	目安1日8時間以上	11
		月就労時間 140時間以上	目安1日7時間以上	10
		月就労時間 120時間以上	目安1日6時間以上	9
		月就労時間 100時間以上	目安1日5時間以上	8
		月就労時間 80時間以上	目安1日4時間以上	7
1-2	就労 ・自営専従者 ・家族従事者 ・農業 ・内職	月就労時間 160時間以上	目安1日8時間以上	10
		月就労時間 140時間以上	目安1日7時間以上	9
		月就労時間 120時間以上	目安1日6時間以上	8
		月就労時間 100時間以上	目安1日5時間以上	7
		月就労時間 80時間以上	目安1日4時間以上	6
		月就労時間 48時間以上 80時間未満	目安1日4時間以上かつ週3日以上就労	5
2	妊娠・出産	妊娠中～出産後8週間の者		8
3	保護者の 疾病、障害	疾病(長期入院・常時臥床)	おおむね1ヶ月以上の入院または常時臥床の者	10
		疾病(長期加療)	医師が長期加療(安静)を要すると診断した者	8
		障害1・2級(身体・精神) 療育A	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している者	10
		障害3級(身体・精神) 療育B		7
		身体障害4級以下		5
4	介護・看護等	長期入院等	おおむね1ヶ月以上入院している者の介護等に当たっている者	9
		同居の親族	同居親族の在宅看護等に当たっている者	6
		別居の親族	別居親族の在宅看護等に当たっている者	5
		障害のある子の支援等	障害のある子の通院、通学、介護等に当たっている者	9
5	災害復旧	火災、風水害、地震等の復旧に当たる世帯		最優先
6	求職	求職活動を頻繁に行うため外出を常態としている者		4
7	就学	就学、技能習得のため通学をしている者(予定を含む)		7
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある世帯		最優先
9	育児休業中	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要である者(市内施設の継続利用)		-
10	その他	上記以外の理由で保育ができない者		-

優先等指数・・・該当する「すべての指数」を選定

番号	類型	細目		調整指数
1	優先利用	ひとり親世帯及びこれに準ずる世帯	父又は母の死亡、離別、行方不明、拘禁、離婚調停中、単身赴任	+1~2
		生活保護	生活保護法による被保護世帯	+2
		生計中心者の失業	就労の必要性が高い場合	+1
		障害児保育	子どもが障害を有する場合	+1
		育児休業明け	育児休業を取得しており、復職する場合	+2
		兄弟姉妹の入所	兄弟姉妹(多胎児を含む)と同一施設の利用となる場合(同時申込を含む)	+2
		小規模保育事業等卒園児	2歳児卒園の保育園等を含む	+2
		多子世帯	第3子以降の場合	+1
		その他	児童福祉等の観点から、特に保育の必要性が高いと認められる場合	+1~5
			比内町大葛地区在住で東館保育園を希望する場合	+2
2	減算対象	同居の祖父母等	同居の60歳未満の祖父母等が保育を必要とする事由に該当していない場合	-3

②利用調整

世帯の指数が高い児童から順に調整します。先着順や抽選ではありません。

例) ◆◆保育園に空きがなく、○○保育園、△△保育園、□□保育園でそれぞれ受入可能枠が1名ずつある場合  
[対象児童]

	世帯の指数	第1希望	第2希望	第3希望
Aさん	15点	◆◆保育園	○○保育園	□□保育園
Bさん	14点	○○保育園	△△保育園	□□保育園
Cさん	13点	○○保育園	△△保育園	□□保育園
Dさん	12点	△△保育園	□□保育園	
Eさん	11点	△△保育園	□□保育園	

[調整結果]

○○保育園:Aさん  
△△保育園:Bさん  
□□保育園:Cさん  
調整漏れ :Dさん、Eさん

<調整方法>

**世帯の指数(調整指数の合計)が高い順に調整**

- 1) 15点のAさんの第1希望に空きがないので、第2希望の○○保育園に決定。
- 2) 14点のBさんの第1希望はAさんに決まったので、第2希望の△△保育園に決定。
- 3) 13点のCさんの第1希望はAさん、第2希望はBさんに決まったので、第3希望の□□保育園に決定。
- 4) DさんとEさんは、希望園の受入可能枠が埋まったため、調整漏れとなります。

注)利用調整は、希望された施設で行います。

**希望外の施設に空きがあったとしても、利用調整の対象となりませんのでご注意ください。**

(希望施設の変更を希望される場合は、子ども課へご連絡ください。)

■調整結果について

調整結果は、初回(利用希望開始月)のみ入園の可否に関わらず、希望月の前月中旬に郵送でご連絡します。次回以降は入園可能な場合のみご連絡します。

※利用調整は毎月行っており、入園できなかった場合も年度末まで調整対象となりますので、年度内は再度申込みを行う必要はありません。

※翌年度の申込みについては、秋頃に広報等でお知らせします。